

保険証切り替えのお知らせ



令和6年8月1日から新しい保険証に切り替わります。(有効期限は令和7年7月31日)

国民健康保険被保険者証

新しい保険証は、町民税務課から7月中旬に世帯主様あてに郵送します。

※「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」については、引き続き必要とされる方のみ窓口にてお手続きください。

福井県国民健康 保険被保険者証	有効期限 令和 7年 7月 31日
	記号 井み 番号 000-00000 (枝番)00
氏 名 南越前町 太郎	
生 年 月 日 昭和 50年 7月 7日	性別 男
住 所 南越前町東 第2号 1番地	
世帯主氏名 南越前町 太郎	
適用開始年月日 年 月 日	
交付年月日 令和 6年 8月 1日	
保険者番号 180794	交付者名 南越前町 印

後期高齢者医療被保険者証

新しい保険証は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月中旬に世帯ごとに郵送されます。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限 令和 7年 7月 31日
被保険者番号 11111111	
住 所 福井市西鶴見4丁目202番1	
氏 名 広域 太郎	
一部負担金の割合 割	
生 年 月 日 昭和 7年 7月 7日	
資格取得年月日 平成 20年 4月 1日	性別 男
発 効 期 日 令和 6年 8月 1日	
交 付 年 月 日 令和 6年 8月 1日	
保 険 者 番 号 39182019	印
保 険 者 名 福井県後期高齢者医療広域連合	

※8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

※令和6年度は「特定記録郵便」で郵送しています。

マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)について



専用のカードリーダーが設置された医療機関・薬局で、マイナンバーカードが保険証として利用できます。

メリット

- 過去のお薬情報や健康診断の結果を見ることができるようになるため、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。
- 限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナンバーカードと保険証が一体化されます

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行はなくなり、マイナ保険証に一本化されます。

※マイナ保険証を利用するには、利用登録が必要です。

※令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、有効期限まで使用することができます。

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方については、被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」が交付されます。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015 (保険証切り替えについて)

マイナンバー総合フリーダイヤル Tel 0120-95-0178 (マイナ保険証について)